



第3節

日本企業に対する支援

(1) 官民連携による日本ブランドの発信（総論）

グローバル化が進展する中、日本企業の海外活動に必要な環境を整えるとともに、国際的に活躍する個人や企業が培ってきた信頼、評価、賞賛などを基盤に、いわゆる「日本ブランド」を発信し、これを広めていくために官民連携を一層強化する必要性は近年ますます高まっている。外務省としても海外市場における日本企業の活動への支援は、日本企業の国際競争力の強化や経済の活性化の重要な要素であると考えている^(注1)。このため、日本企業が直面している問題について、企業から幅広く意見を聴

取しながら、米国、欧州連合（EU）との間で規制改革に関する対話・協議を行い、相手国・地域の具体的な改善を求めている。また、「知的財産立国」を目指す日本としては、海外市場における日本企業の知的財産の保護を強化していく必要があるとの考えの下、二国間、多国間の協議・交渉を通じて、知的財産権の保護強化及び模倣品・海賊版対策のための協力を、各国に働きかけている。さらに、投資協定、租税条約、社会保障協定の締結といった法的、制度的な基盤の整備を進めている。

(2) 日本企業支援窓口

外務省は、政府間での協議・交渉を通じビジネス環境を整備することにより、日本企業の活動を支援しているが、これに加え、企業からの個別照会や相談に応じるため、1999年から「日本企業支援窓口」を全在外公館に設け、現地に進出している日本

企業からの問い合わせや要望に対応し、民間ビジネス活動を支援している。2005年も、企業支援の実績についての情報を、外務本省及び在外公館で共有し、企業支援のノウハウを蓄積・活用することにより、支援の充実を図った。

(3) 知的財産権保護

近年、模倣品・海賊版がアジア地域を中心に広く流通し、被害が拡大している。日本製品も例外ではなく、海外市場における潜在的な利益の喪失も含め、日本企業は深刻な悪影響を受けている。このため、日本は外交の場を通じて、知的財産権の保護強化及び模倣品・海賊版対策のための協力を

各国に働きかけている。

外務省は、内閣総理大臣を本部長とする知的財産戦略本部が6月に改訂した「知的財産推進計画2005」に沿って、模倣品・海賊版の対策に取り組んでいる。その中で、模倣品・海賊版拡散防止のための国際約束をつくることを提案し、主要国と話し合っ

(注1) 世界中の大使を集めて5月に開かれた大使会議では、日本企業支援を議題とし、主要経済団体や関係機関代表と意見交換を行い、大使自ら先頭に立って企業のニーズや課題を把握しながら、これまでも増して日本企業支援に積極的に取り組んでいくことを確認した。

ている。在外公館においては知的財産担当官^(注2)任命等を通じた問題への対応強化に取り組んでいる。また、日米^(注3)、日・EU、日中間での知的財産権保護の強化・協力に関する対話、主要国首脳会議（G8サミット）^(注4)、アジア太平洋経済協力(APEC)^(注5)、

経済協力開発機構(OECD)^(注6)等における複数国間での模倣品・海賊版対策へ向けた働きかけや、WTO・TRIPS協定に基づく中国に対する情報提供要請^(注7)を行っている。

(4) 規制改革

EUとの間では、双方向での貿易・投資の促進を目指して、1994年から日・EU規制改革対話を行っている。これは、経済関係の進展を図るため、日・EU双方が、相手側の規制改革やビジネス環境の改善について提案をした上で意見交換する枠組みである。日本側の対EU提案書を作成する過程では、在欧州日本企業等へのアンケート調査により、要望を聴取している。EUに対しては、2005年は、日本の会計基準と国際会計基準(IAS)の同等性評価^(注8)、新たな化学物質管理に関する規則案(REACH)^(注9)をはじめとする環境関連の規則の改善、在欧州日本企業から特に要望が多い滞在労働許可証に関する諸手続きの簡便化等を取りあげた。同対話はこれまで、EU加盟国の一部で滞在労働許可証の取得が容易にな

る、現地の運転免許証に切り替えた日本の免許証が返還されるなど、在留邦人の生活に密着した成果を上げてきている。

米国との間では、「日米規制改革及び競争政策イニシアティブ」の下、日本が速やかな廃止を求めてきた1916年ダンピング防止法^(注10)の廃止や、米国の入国管理の厳格化に関連し、査証発給の効率化や採取した指紋情報のプライバシー保護強化等、在米日本企業の意見を踏まえた日本の要望が実現されてきている。2005年も6月に米国渡航の際の査証免除継続に必要とされるIC旅券導入の期限が1年間延長され、また、2006年2月、日本が速やかな廃止を求めてきたバード修正条項^(注11)の廃止法が米国で成立する^(注12)など具体的な成果を上げている。

(5) 租税条約

租税条約は、二重課税の回避等を目的として以前から各国と締結されてきた。2006

年2月にはインドとの租税条約を改正するための議定書に署名が行われた。また、オ

- (注2) 大使館・総領事館の知的財産権問題に関する相談窓口を明らかにし、具体的かつ迅速な対応を行うため、3月、全在外公館で知的財産担当官を任命した。
- (注3) 「日米規制改革及び競争政策イニシアティブ・情報作業部会」において、海賊版対策をはじめとする知的財産権保護強化のため、日米間の緊密な協力の維持を確認し、両国首脳に提出される同イニシアティブについての第4回報告書にその旨が記載された。
- (注4) 日本は、7月のG8グレンイーグルズ・サミットで、知的財産権保護が議題及び成果文書に盛り込まれるよう働きかけ、より効果的な執行のための具体的措置を盛り込んだ成果文書が採択された。
- (注5) 6月のAPEC貿易担当大臣会合で、日米韓共同提案の「模倣品・海賊版対策イニシアティブ」を採択し、11月のAPEC閣僚会議では、同イニシアティブを要請されたAPECモデルガイドラインを承認、APEC閣僚共同声明及びAPEC首脳宣言で言及された。
- (注6) 模倣品・海賊版はグローバルな問題として世界各国が協力して取り組むべき課題であるとの観点から、5月のOECD理事会で、模倣品・海賊版の経済的なインパクトに関する分析レポート作成、特定地域のワークショップ及びグローバル・フォーラムの開催等を内容とする模倣品対策プロジェクトの実施に合意した。
- (注7) 中国における知的財産権侵害の実態を把握し、その改善を求めていくための具体的なデータを収集するため、10月25日にジュネーブで、日本は中国政府に対し、WTO・TRIPS協定(知的所有権の貿易関連の側面に関する協定)第63条3に基づき情報提供要請を行った。
- (注8) EUは、域内で上場する域外企業の連結財務諸表について、国際会計基準(IAS)またはIASと同等の会計基準の採用を義務付けており、日本は、日本の会計基準がIASと同等であると認められるよう、EUに積極的に働きかけている。
- (注9) REACH(Registration, Evaluation, Authorisation and Restrictions of Chemicals)とは、EUが新たに導入しようとしている包括的な化学品の登録、評価、認可及び制限に関する規制の枠組み。日本は、産業界への過度な負担の回避、EU域内外の企業の平等な取扱い、国際的な取組との整合確保等についてEUに積極的に働きかけている。
- (注10) 米国内産業に被害を与える意図(略奪的意図)を持ってダンピング輸入または販売した者に対して、罰金や懲役を科し、ダンピングの被害者に被害額の3倍の損害賠償を認める法律。
- (注11) ダンピング防止税及び相殺関税により米国政府が得た税収を、ダンピング提訴した、または提訴を支持した米国内の生産者等に分配する「山分け」法。
- (注12) 成立した廃止法の内容は、①バード修正条項を廃止する、②ただし、2007年10月1日までに米国に輸入された物品に対するアンチ・ダンピング税率は、引き続き、同条項に基づき分配する、というもの。

ランダ、フランスとも交渉中である。

(6) 社会保障協定や投資協定等を通じた日本企業の利益増進

日本の投資家や投資財産を保護し、より自由に投資活動が展開できる環境を整備することは、日本経済にとってますます重要となってきた。これまで13か国^(注13)と投資協定を締結したが、中でも韓国及びベトナムとは投資の保護に加え、投資の自由化を中核とした先駆的な投資協定を締結している。近年、日本が積極的に進めている各国との経済連携交渉においても投資の自由化推進を主目的の一つとしており、12月に署名された日・マレーシア経済連携協定においても両国間の投資促進に配慮されている。現在、日中韓三国間でも、投資を促進するための法的な枠組みを整備すべく協議している。多国間での投資ルールの策定については、WTOのドーハラウンドでは

交渉が断念されたものの、日本は引き続きAPECの投資専門家会合をはじめとする各種枠組みの議論に積極的に参画している。

社会保障協定は、社会保険料の二重負担や掛け捨ての問題を解消することなどを目的とするもので、海外に進出する日本の企業や国民の負担を軽減し、ひいては相手国との人的交流や経済交流を促進するものと考えられる。2005年には米国、韓国との社会保障協定が発効し、フランス、ベルギーとの社会保障協定が国会で承認された。カナダとの間では2006年2月に協定への署名に至ったほか、オーストラリア、オランダともそれぞれ交渉を開始した。

(注13) 日・シンガポール及び日・メキシコ経済連携協定における投資章(投資協定の内容を規定している章)を含む。

COLUMN

官民のパートナーシップで「日本ブランド」の発信を

毎年1月、スイスのスキー・リゾートとして知られるダボスに、世界各国から2,000名を超える経営者、政治家、有識者が集まり、「世界経済フォーラム（WEF）年次総会（ダボス会議）」が開催されます。そこでは、世界経済、政治、社会、文化などの問題について200以上の分科会が開催され、政府や企業を率いるトップリーダーたちが熱い議論を繰り広げています。

日本経済が緩やかに回復を続ける中で、2006年のダボス会議には日本の閣僚や経営者が例年以上に参加し、「日はまた昇る」ことを世界に印象付ける上では絶好の機会でした。しかし、参加者の関心は急速な経済成長を続ける中国、インドに集中し、私はここ数年間参加していますが、日本の存在感が年々薄らいできていることに、あらためて危機感を強くしました。

人口減少を迎え、資源も乏しい日本が、中長期的に国際競争力を維持・向上させていくことは並大抵のことではありません。日本の発展のためには、世界中の優れた人材、資本、情報が交わる拠点となり、高い付加価値を持つ「日本ブランド」をつくりあげた上で、世界に向けて発信していくことが必要です。それは、民間の努力だけでなく、ソフトパワー^(注)を重視する外交戦略の一環としても重視すべき課題だと思います。

諸外国では、官民の積極的なパートナーシップで、自国ブランドをアピールする例が数多く見られます。例えば、首脳・閣僚が外国を訪問する際、その国を代表する企業経営者が多数同行し、自国製品のPRや自国への投資拡大のために一緒に活動することがあります。また、海外の建築コンペや芸術コンクールで自国の作品が入賞した場合、現地の大使館がその紹介を兼ねた記念レセプションを開催するという話を耳にしたこともあります。このような活動の背景には、自国の「ブランド」を担う企業、製品・サービス、個人などを海外にアピールすることは、一企業、業界、個人の個別利益のためではなく、国全体の豊かさへの貢献や魅力の発信につながるという明確な哲学があるのです。日本の外交においても、各国のベスト・プラクティス^{なら}に倣いながら、「日本ブランド」発信に向けた創造的な官民パートナーシップが築かれることに期待しています。



日本とASEAN諸国の企業経営者の交流・議論の場である、「日本・ASEAN経営者会議」にて講演をする北城氏（写真提供：経済同友会事務局）

執筆：社団法人 経済同友会 代表幹事 北城 恪太郎

（注）良い理念や文化によって相手を敬服させ、魅了することによって自分の望む方向に動かす力。